

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

当局より、交流推進課長、目黒康弘君の欠席の届けがありました。

定足数に達しましたので、ただ今から令和 7 年只見町議会 1 月会議を開会します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（佐藤孝義君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤孝義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において、1 番、中野大徳君、
2 番、角田誠君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長の行政諸報告

○議長（佐藤孝義君） 日程第 2、議長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、令和 7 年 1 月会議の行政諸報告をさせていただきます。

1、町職員の退職について。令和 6 年 12 月 31 日付で、次の者が退職いたしました。

所属、朝日診療所（主任看護師）。氏名、福田郁江。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願・陳情付託

○議長（佐藤孝義君） 日程第３、請願・陳情付託を行います。

本日までに条理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第４、議案第１号 只見町定住等促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○農林建設課長（星 一君） 議案第１号 只見町定住等促進住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

只見町定住等促進住宅条例の一部を次のように改正するものです。

別表中、新町住宅の項を削る。別表に次のように加える。小林住宅、只見町大字小林字下照岡５２０番地の１、４戸１棟。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するという内容でございます。

今回の改正につきましては、小林地内に積水ハウス株式会社東北シャームゾン支店グループ、構成員としましては株式会社南会西部建設コーポレーション南会津事業所も加入してございますが、そちらとの売買契約に基づき整備を進めておりました1棟4戸、1DKタイプが2戸と、1LDKタイプが2戸でございますが、その住宅部分が完成したことから、条例別表に加えたいものでございます。

なお、議決をいただいた後については、令和7年4月から入居できるよう募集を開始したいものです。

月額家賃につきましては、条例の施行規則の別表に定めることとなりますけれども、室であったり間取りが類似をしております沖住宅、沖2号住宅に合わせて規定をしたいというものでございます。

新町住宅の項を削るものにつきましては、人事交流、派遣職員、さらには地域おこし協力隊等、町外からの職員の確保であったり、警察官等、様々な公共的職員の居住用住宅として有効に活用したいため、別表から削り、普通財産として管理をしたいというような内容でございます。

お配りをいたしました議案第1号資料をご覧をいただきたいと思います。

こちらにつきましては、上段が条例の新旧対照表、下段から裏面までが条例施行規則新旧対照表となっております、右側が現行、左側が改正後ということになります。条例の新旧対照表ですが、新町住宅の項を削りまして、左側の改正後に、小林住宅として4戸1棟を加えるという内容でございます。下段の施行規則新旧対照表につきましては、第4条、第9条が今回、改正部分でございますけれども、こちらについては新町住宅の項目があるものを削るものと、それに合わせて内容等の改正を行っておるものでございます。裏面まで続いてございます。

また、別表でございますが、別表につきましても新町住宅の記載を削りまして、小林住宅を記載するということで、1号室及び2号室については4万3,000円ということで、こちらは1LDKタイプ、いわゆる沖住宅に類似したものということで、同額の4万3,000円を規定をする予定としております。3号室及び4号室については1DKタイプになってございます。こちらにつきましては沖2号住宅と類似をしているということで、同額3万円を規定をしたいという内容でございます。

なお、新町住宅につきましては、金額等々については同様の金額で普通財産として貸付を今後していくというようなことで考えてございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 普通財産として貸付を行っていくという話ですが、普通財産となりますと多様なやり方がありますので、これに関する、これの運用方法、（聴き取り不能）要綱等、作られますか。ありますか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 普通財産としての管理ということを予定しておりまして、議員お質しのとおりですね、他の自治体にもよくあるケースでございますけれども、職員等住宅ということで、普通財産とはいえ、規則の中で規定をして定めていくというようなことになります。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 1点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

普通財産の件でございます。行政財産と普通財産がありまして、行政財産の中には公用財産と公共用財産というふうにあると承知しております。今までは公共用財産であったものが普通財産になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 議員のお質しのとおりでございます。

ただ、今まで行政財産と公共用財産として管理をしておりましたが、その他、特任事項の中での運用を現実問題していたということで、今回、そういった職員等住宅での利用を主にしていくということで今回、普通財産として改正をしたいという内容でございます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 今後はですね、公共的職員、例えば警察官などに貸し出していくというふうな形でおっしゃっていましたが、公共的な職員というところで、今までの経過と今

後、どうお考えなのかというところなんですけども、福島県の只見高校、県立の只見高校の職員の方がこの住宅に入れる資格は今まであったのか。今後、こういった、このところに入れる資格はあるのかというところの認識を伺いたいというところであります。住むところ、県立只見高校の寮のところはかなり老朽化していて、好みが分かれる仕様になっているなどというふうに思っておりますので、その方の個人が望むならば、こういったところに何も弊害なくというか、その他警察官の方と同じような扱いで、ほかから赴任される教職員の方も入れるようなお考えなのかというところのお考えを聞きたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 普通財産ということになりますので、担当から外れる形にはなりますが、基本的にはですね、行政需要に応じた中での貸付という形になろうかと思えます。ですので、例えば、今、教員の、只見高校、県職員のお話ございましたけれども、議員お質しのとおりですね、本来、準備されている住宅があるという中、さらにはそのほかにも町内には、いわゆる定住要件等なくても入れる住宅というものはありますので、現実的には入っていращやる方もいращやいますので、そういったのが順番としてはあるのかなと。それ以外にも、それ以外というか、それでも、いわゆる、なんていうですかね、その住宅に入る術がないような場合であったり、そういった様々な要因の中で、そういった可能性は勿論ないということではないとは考えております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第1号 只見町定住等促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、議案第2号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第2号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第10号）についてご説明をさせていただきます。

まず第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,733万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億9,354万5,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、その金額並びに補正後の予算額については、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条としまして、第2表 債務負担行為の補正をお願いしてございます。

第3条としましては、第3表におきまして地方債の補正をお願いしてございます。

まず1ページおめくりをいただきますと、第1表 歳入でございます。今回、国庫支出金、県支出金、町債におきまして、総額5,733万6,000円の増額をさせていただくものです。

2ページ、歳出でございますが、民生費と農林水産業費において増額補正、予備費で減額をさせていただいて、総額を5,733万6,000円とさせていただくものでございます。

3ページでございます。第2表 債務負担行為補正ということで、今回、道路補修事業において限度額3,600万円、道路新設改良事業については限度額5,700万円、除雪機械更新事業におきましては限度額3,800万円ということで、令和7年度を期間としまして債務負担行為をさせていただきまして、道路補修、新設改良等については発注の標準化、

また早期発注を行うため、除雪機械の更新事業につきましても早期発注によりまして納期を確保させていただくことでの債務負担をお願いするものでございます。

4 ページ、第3表 地方債補正でございますが、歳出で出てまいります、県営ほ場整備事業、国の補正予算において前倒しで予算がついたということで、これにつきましても負担金への充当ということで、公共事業等債を増額をお願いするものでございます。

5 ページから事項別明細書となっておりますが、7 ページからご説明をさせていただきたいと思います。

歳入でございます。

国庫補助金でございますが、これにつきましても国の補正によりまして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで1,934万円の増額。

県支出金につきましても県補助金として県の補正予算、12月補正での対応でございますが、物価高騰対応低所得世帯緊急支援事業補助金という形で189万6,000円、事務費込みでの補助金の増額でございます。

町債につきましては、農林水産業債ということで、県営圃場整備事業に充てるため3,610万円の今回、補正増をお願いするものでございます。

8 ページから、歳出につきましては担当課のほうよりご説明させていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、8 ページの歳出についてご説明いたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。こちらにつきましては、先ほど歳入のほうでも説明がありましたけれども、国のほうで物価高騰等の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る給付金につきまして閣議決定がされたということに基づきまして、今回の補正となっております。需用費、役務費につきましては給付金の給付に係る経費となっております。委託料につきましては給付の対象となる方の抽出に係る委託料というふうになってございます。扶助費でございますけれども、こちら歳入でもありましたとおり、国の補助の給付の部分と、県の給付の部分、2種類ございまして、物価高騰対応低所得世帯緊急支援給付金につきましては、こちらは県の補助ということで、県2分の1、町2分の1で、住民税の非課税世帯に対しまして1世帯あたり6,000円を給付する内容となっております。今回、予算を計上するにあたりまして、600世帯を想定して計上をさせていただい

ております。その下の住民税非課税世帯物価高騰支援給付金でございます。こちらについては国の給付金ということで、1世帯あたり3万円の給付となります。この対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる家庭につきましては、児童一人あたり2万円の加算がつくという給付金となっております。これにつきましても600世帯を想定をして計上をさせていただいております。

なお、対象となる世帯につきましては、令和6年の12月13日時点で只見町に住民登録がある方ということになってございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 8ページ下段ですが、農林水産業費、7目、農地費でございますが、負担金、補助及び交付金として県営圃場整備事業負担金3,616万9,000円の補正をお願いするものです。こちらにつきましては歳入の中でもご説明ありましたとおり、令和6年の国の補正予算による令和7年度予定の前倒しの配分があったということで、今回補正をお願いするものでございます。

具体的には圃場整備の梁取地区に1億7,000万円、只見地区に1億9,100万円、その10パーセントの負担ということになります。併せて、令和6年度の事業分の若干の残額69万円についての10パーセントについても今回、負担金ということで3,616万9,000円となっております。財源として補正予算債の活用が見込めるということで今回、補正をお願いをしておるところです。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 最後、9ページになりますが、予備費186万9,000円減額をして調整をさせていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 8ページについて伺います。

給付の件でございます。以前もですね、すみません、ちょっと調べたんですが、以前のこ

ういう給付、非課税世帯の給付のところ、ちょっと、以前はいつだったかは記憶がちょっと、記憶が辿れなかったんですが、業務委託料の64万4,000円でございます。その時、以前も600世帯ぐらいではなかったかなというふうに承知しておりまして、毎度、この外部への委託料が本当に必要なのかというところという部分を、前回も聞いたと思いますが、前回のリストを基に多少の確定申告等でのデータで対応ができないのかという、この予算が本当に執行しなければならない事業なのかが、以前の抽出したデータから加味するとちょっと判断がつかないものなので、その辺りのご説明を丁寧をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） ただ今の委託料の件についてでございますけれども、町のほうで管理をしている非課税というのは、世帯カウントではなくて、個人が課税か非課税かというデータを持っておるんですけれども、今回のような給付金になりますと、世帯ということで数えますので、世帯での抽出というのが実際、町のシステムでは直接はできないということで、抽出のほうは委託という形でお願いをさせていただいております。

また、前回と同じデータを使えないかということでございますけれども、国のほうの給付金ですが、基準日がやはり、それぞれ、変更になっておりますので、その基準日時点でのデータの抽出ということで委託のほうでお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 恐れ入ります。前回の基準日がいつで、今回のところはいつだったか。令和6年の12月何日とおっしゃったと思うんですけども、その基準日だけ教えていただいで、そこからまあ、今までであれば急変世帯というのが対応で、今まであったかと思しますので、そういった対応ではできないのかというところの考えがありましたので、基準日の部分というところを今一度、前回のこのような住民税非課税世帯への給付の基準日、今回のと併せて教えていただいでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問ですけれども、前回となりますと、今年度を実施をしました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援臨時給付金というのがありまして、こちら、すみません、私、今、手元に資料がないのではっきりとした

日にちをお伝えすることはできないんですけれども、おそらくあの、すみません、ちょっと日付を、今確認できないのでお伝えすることはできませんが、その時と対象者が違う可能性があるということと、転入をしてきている方も対象になるということで、その一人一人を世帯として拾うとなると、我々も委託以外ではなかなか実施をすることが難しいというような状況でございますので、これにつきましては今までどおりお願いをしたいというものでございます。

議員のお質しの答えになっていないかもしれませんが、保健福祉課としてはそのように考えているということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 菅家忠君。

3回目。

○4番（菅家 忠君） 保健福祉課長としての答弁というのは承知いたしました。

前回のところが今年度なのであれば、住民税非課税世帯というのが決まるというものは、住民税、まあまあ、皆さんご承知のように確定申告やって、住民税が6月から納付になりますよという、そのタイミングで決まるものだというふうに承知しておりますので、令和6年の中で変わらないのであれば、対象者は変わらないという答弁ではなかったのかなというふうに承知をしたところでございます。本年度中に臨時の、ガソリンだとかの、そのものが対象になった人がいると。本年度中に12月の段階で住民税非課税というのは変わらない。それ、変わるのは転入・転出だけなのであれば、あと死亡等なのであれば町民生活課がデータ持っているはずなんです。そういった発想であれば、この64万というのは別にいらないのではないかなと思いますので、対象の年が変わっていないというふうに、対象となる世帯が変わってないというふうに今の答弁ですと理解ができますので、その辺りというのは、実務ではいろいろあるのかもしれませんが、あまりこう、よろしいやり方をしていないなという印象ですので、その印象をぬぐっていただくような答弁をお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） ただ今の菅家議員のご質問について、私も理解をしないわけではございません。ですが、正直なところ、この仕事としましては保健福祉課の本来の業務のほかの事業という内容になってございます。実際のところ、住民税の非課税世帯のデータ自体は町民生活課のほうで管理をしておりますけれども、そこから基準

日以降の転入・転出及びそのほかの申告の変更等につきまして、全てを1件1件、突合するという必要がございます。なかなか、保健福祉課の業務として、その1件1件を行うということは現実的には非常に難しいということで、今回、委託という形で抽出作業をお願いするという内容になってございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決します。

議案第2号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、議案第3号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第3号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳出予算の補正ということでございまして、既定の歳出予算の総額4億6,939万9,000円のうち、20万円を科目更生をさせていただきたいというものでございます。

補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳出予算の金額につきましては、第1表 歳出予算補正のとおりでございます。

おめくりいただきまして、すみませんが、3ページでご説明をさせていただきたいと思えます。

歳出ということで、諸支出金の償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金でございます。こちらについては償還金ということで、今回、1月の月次処理の中で還付の発生が確認をされました。内容につきましては、資格の異動の手続きというのが遅くなってしまったことによりまして、国保税を多く納めてもらっていた方に還付をするという内容となっております。

現時点の予算では不足をしております、還付をすることができないということで今回、計上をさせていただくものでございます。

予備費を充当して、今回、還付の予算計上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この還付金不足ということですが、これは大体、何名ぐらい、対象になりますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 今回については1名の方になっております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 1名対象で、20万だと結構な金額になるんですが、そういう点でのこの事務処理の経過というのは、どういうふうな経過だったのか。その辺、答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） ただ今の経過のご質問でございますけれども、資格異動ということで、社会保険等に参加された時点で、国民健康保険の離脱の手続きをしなければいけなかったものでございますけれども、その離脱の手続きをしないまま時間が経過して、その間、国民健康保険のほうも納めていただいたという経過がございます。

これにつきましては町のほうでもお知らせ等は年に2回ほど、こういう資格の異動があった場合には手続きをお願いしますというお知らせのほうをしてはいるんですけれども、社会保険に参加されたことというのは、ちょっと町のほうではすべてをこう、確認することができませんので、今回は申請者ご自身のほうでの手続きが遅くなってしまったことによって、保険料を二重に納めてしまったと。で、それがまあ、どこかのタイミングで気づかれて、町のほうで1月の処理の時点で還付という、二重に納めていただいたということが判明をしたというような経過でございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） ちょっと確認ですが、よく話を聞いてなかった俺も悪いんですが、社会保険の離脱加入については、その都度その都度、住民異動届で、昔でいうと、アコーダーっていうのかな、ああいうもので確認をして、水道とか、国民健康保険とか、確か、6・7枚複写だったと思いますが、そういうものがあって、瞬時に異動がわかると、届け出がくればわかるというものと承知しておりましたが、今、何か変わったですか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 届け出の制度自体については変わってはいません。今回については、ご本人の届け出がなかったために、町のほうで把握できなかったということでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決します。

議案第３号 令和６年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎委員会継続審査・調査申出について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第７、委員会継続審査・調査申出を議題といたします。

経済常任委員長から、会議規則第７５条の規定により、会期を越えての継続審査・調査について別紙のとおり申出がありましたが、これを認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、経済常任委員長からの申出のとおり、会期を越えての継続審査・調査を認めることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前１０時３６分）